



子ども・子育て支援新制度とは？

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」ができました。

これらの法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の充実を進めていくため、**『子ども・子育て支援新制度』**が平成 27 年 4 月に全国の市町村で始まりしました。



子ども・子育て関連 3 法

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部改正
- ③ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



新制度のポイント

① 認定こども園制度の改善

認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。また、子育ての不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所を提供するなど、地域の子ども・子育て支援の役割も果たすことが期待されています。

② 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設

新制度では、市町村には、その地域の子どもの幼児教育、保育、子育て支援の需要を的確に把握して、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それらを踏まえて地域の需要に応じた給付・事業を行うことが義務付けられます。これらにより、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが可能となります。

給付の創設等に併せて、保育の量的拡大・確保を図り、待機児童の解消を行います。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村の計画に基づき、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点の数や、一時預かり、放課後児童クラブの受け入れ数を増やすなど、市町村が行う事業を「地域子ども・子育て支援事業」として拡充するとともに、財政支援を強化して、育児不安の解消などを図ることとしています。



内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度について」

新制度に関する国からの情報は、内閣府のホームページをご覧ください。



[子ども・子育て支援新制度-内閣府](#)